

一般廃棄物処理業許可証

住 所 岩手県奥州市胆沢若柳字堀通27番地1
 氏 名 奥州循環システム株式会社 代表取締役 阿部 邦夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和6年2月26日

金ヶ崎町長 高橋 寛寿



許可年月日及び許可番号		令和6年2月18日 第5-13号
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（木くず・がれき類・陶器くずに限る。）
	営業の種別	収集・運搬及び処分（破碎処理に限る。）
	営業の区域	金ヶ崎町内
許可期限		令和8年2月17日
許可条件	(1) 町内事業所及び多量排出者の一般廃棄物（木くず・がれき類・陶器くずに限る。）の収集運搬及び処分（破碎処理に限る。）に限る。 ・収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令等関係法令を遵守すること。 (3) 金ヶ崎町長の指示に従うこと。 (4) 収集運搬及び処分の状況を毎月1回町長に報告すること。	